

徳島県教育委員会規則第十二号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五徳島県立鴨島支援学校の項中「肢体不自由」を「知的障がい
肢体不自由」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。